

令和8年度 中小企業展示商談会出展支援事業費補助金のよくあるお問合せについて【随時更新】

| カテゴリと番号 | | 質問 | 回答 |
|---------|---|--|--|
| 対象者 | 1 | 当社の会社規模は中小企業に該当しますか。 | 中小企業基本法第2条第1項の中小企業者が対象となります。 |
| 対象者 | 2 | 大阪府内に事業所を持つ企業であれば申請できますか。 | 大阪府内に主たる事務所又は事業所があれば申請できます。 「主たる」とは、原則、登記簿上に府内の事務所及び事業所を「本店」として登録していることを想定しています。しかしながら、本店は府外であるものの、事業の主たる部分は府内の事務所及び事業所にあるような特別の事業がある場合は、登記簿上に「支店」として府内の事務所及び事業所が登録されていれば、会社概要なども参考にして、総合的に判断します。 |
| 対象者 | 3 | 当社の株主構成(大企業出資の有無)は『みなし大企業』に該当しますか。 | 大企業（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者以外の者）が発行済み株式総数若しくは出資総額の2分の1以上を単独に所有若しくは出資している場合、複数の大企業が発行済み株式総数若しくは出資総額の3分の2以上を所有若しくは出資している場合又は役員の半数以上を大企業の役員若しくは職員が兼務している場合は「みなし大企業」となります。 なお、「みなし大企業」に該当する場合は、対象外となります。 |
| 対象者 | 4 | 代表者・役員に大企業の役員または社員がいる場合、どれくらいの割合なら申請不可になりますか。 | 役員の「半数以上」が大企業の役員または社員で占められている場合、申請できません。 |
| 対象者 | 5 | 一般社団法人、NPO法人は対象ですか。 | 中小企業基本法第2条第1項の中小企業者が対象となります。 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は対象外となります。 |
| 対象展示商談会 | 1 | 展示会がBtoB・商談目的であると判断される基準は何ですか。 | 原則として、「一般消費者向け（BtoC）の即売会」ではなく、企業間取引を主たる開催目的とし、「出展者と来場者の商談設定」があることが基準となります。 |
| 対象展示商談会 | 2 | 開催目的がBtoB（企業間取引）に限っておらず、一般消費者へその場で製品等を販売することも可能となっている展示商談会も対象となりますか。 | 展示商談会の主たる開催目的が企業間取引であれば、一般消費者への販売が可能となっている展示商談会も対象となります。ただし、一般消費者への販売が主たる開催目的となっている展示商談会は対象となりません。 対象となるか不明な場合は、コールセンターまでお問合せください。 |
| 対象展示商談会 | 3 | 主催者との間に仲介が入る場合でも対象ですか。 | 展示商談会主催者と直接契約を交わしたものに限り、対象外となります。支払いに関しても、同様となります。 |
| 対象展示商談会 | 4 | 展示商談会の開催期間中に、ビジネスの商談の日と一般消費者の即売会の日を設けている場合、対象となりますか。 | 展示商談会の主たる開催目的が企業間取引であれば、一般消費者の販売が行われている日が設けられていたとしても対象となります。 |
| 対象経費 | 1 | パッケージブース料金は対象経費として認められますか。 | 本補助金の対象経費は「出展小間料金」であり、原則、いわゆるスペース代としての小間料金を想定しています。 ただし、パッケージプラン等として主催者によって一体的に販売され、契約書・請求書などに、対外的に内訳が明示されていない場合については、小間料金に準じるものとして、パッケージプランの総額を対象経費とすることが可能です。 オプションで付けた設備や装飾は対象外となりますので、ご注意ください。 |
| 対象経費 | 2 | 主催者との契約による出展小間料金だけが対象で、装飾費などは対象外ですか。 | その通りです。補助対象となるのは、申請者が対象展示商談会主催者と契約を締結した出展小間料金のみで、装飾経費は対象外です。 ただし、パッケージプラン等として主催者によって一体的に販売され、契約書・請求書などに、対外的に内訳が明示されていない場合については、小間料金に準じるものとして、パッケージプランの総額を対象経費とすることが可能です。 |

| | | | |
|------|---|---|--|
| 対象経費 | 3 | 小間料金と装飾費が請求書で分かれている場合、小間料金だけが対象でよいですか。 | その通りです。 |
| 対象経費 | 4 | 早期割引で小間を契約をしているが、対象経費は早期割引の額か、正規の小間料金かどちらが対象経費となりますか。 | 実際に支払った小間料金が対象経費となりますので、この場合では早期割引の額が該当します。 |
| 対象経費 | 5 | 複数の企業でまとめてグループで出展予定であるが、自社ではなく、別の企業が展示商談会主催者に申し込んでいる。自社も出展することは間違いないので当該補助金を受けたいが、対象となりますか。 | あくまで、展示商談会主催者と小間契約を交わしたものに限り、グループ出展・共同出展等の店子として出展される企業の場合、本補助金の対象となりません。 |
| 対象経費 | 6 | 複数の企業でまとめてグループで出展予定であり、自社（府内中小企業者）が代表者として出展契約を結んでいる。自社ブース内に他社の展示も行うことになるが、問題ないですか。 | 本補助金の対象となる事業は「自社の新たな販路開拓のため、対象展示商談会に自社の製品、技術又はサービス等を出展する事業」としており、その主旨に合致するものであれば対象となります。実績報告とともに提出いただく当日マップやブース写真の出展者名を、製品名やグループ名等にしており、補助金の申請企業名と一致しない場合については、別途理由書を提出いただけます。 |
| 対象経費 | 7 | 「展示商談会主催者と契約した小間料金」とあるが、展示商談会主催者が他団体に受付関係業務（運営）を委託している等して、展示商談会主催者と申込先が異なる場合も対象となりますか。 | 展示商談会主催者が主催者の都合により他団体に小間申込等の業務を委託している場合は、当該委託先に申し込んでいた場合も対象となります。 |
| 対象経費 | 8 | 補助率3分の2で、当社の小間料金（税抜120万円）だと補助額はいくらになりますか。 | 補助額は、80万円となります。 計算式は、「小間料金（税抜）×補助率2/3」で、算出された補助金額の「千円単位未満」を切り捨てた金額です。 |
| 対象経費 | 9 | 千円未満切り捨ての具体的な計算方法を教えてください。 | 補助対象経費の合計額に補助率を掛けた後、算出された補助金額の「千円単位未満」を切り捨てて計算します。 |
| 制度内容 | 1 | 従業員0人の場合でも、対象になりますか。 | 対象となりません。 |
| 制度内容 | 2 | 賃上げ目標を達成できなかった場合は、補助金を返還することになりますか。 | 本事業は、物価高騰等による厳しい経営状況の中で、展示商談会を活用して自社の新たな販路開拓に取り組む府内中小企業者を支援するものです。補助金は賃上げを条件に交付するものではありませんので、賃上げにつながらなかったとしても、返還を求めるものではありません。 |
| 制度内容 | 3 | 昨年度本補助金を利用した者でも、今年度利用できますか。 | 利用できます。 |
| 制度内容 | 4 | 上限200万円とあるが、上限に達するまで複数の展示商談会で申請できますか。 | 申請できません。本補助金の交付は、会計年度において一度限りとなります。 |
| 制度内容 | 5 | 交付決定までに対象経費を支払っている場合は対象外ですか。 | 交付決定までに対象経費を支払っている場合も対象となります。 |

| | | | |
|------|---|--|---|
| 制度内容 | 6 | 交付決定を受けた後、出展をとりやめることとなりました。どうすればいいですか。 | 事業の中止にあたりますので、交付要綱第10条に規定する中止申請書を府に提出いただいた上で、取下げの手続きに入ります。 |
| 制度内容 | 7 | 交付決定を受けた後、出展する展示商談会を変更したいが、可能ですか。 | 交付決定を受けた展示商談会を変更する場合は、交付要綱第10条に規定する中止申請書を府に提出いただき、取下げの手続きをした上で、変更後の展示商談会について交付申請を行っていただく必要があります。その間に、予算上限に到達し、申請が締切となるおそれがありますので、ご注意ください。 |
| 制度内容 | 8 | 交付決定を受けた後、出展する小間数を増やしたいが可能ですか。 | 交付決定を受けた小間数を増やす場合は、交付要綱第10条に規定する中止申請書を府に提出いただき、取下げの手続きをした上で、交付決定を受けたい小間数で交付申請を行っていただく必要があります。その間に、予算上限に到達し、申請が締切となるおそれがありますので、ご注意ください。 |
| 制度内容 | 9 | 交付決定を受けた後、出展する小間数を減らしたいが、可能ですか。 | 交付決定を受けた小間数を減らす場合は、交付要綱第10条に規定する中止申請書を府に提出いただき、取下げの手続きをした上で、改めて交付申請を行っていただくか、もしくは、実績報告書提出時に、実際に出展した小間数を記載いただければ問題ありません。 |